

1. (カードの発行)

- (1) 「しまぎんローンカード (キャッシュカード兼用) 及び「シマニーカード」 (以下「カード」という。) は、カードローン借入申込書 (兼当座借越契約書) ・ゴールドカードローン借入申込書 (兼当座借越申込書) またはビジネスカードローン借入申込書 (兼当座借越契約書) (以下「契約書」という。) にもとづき当社が発行するものとします。
- (2) カードの発行 (再発行含む。) にあたっては当行の定めるカード発行手数料をお支払いいただきます。

2. (カードのご利用)

カードは、当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関 (以下「提携銀行」という。) の現金自動支払機 (振込みを行うことのできる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「自動機」という。) を使用してカードローン取引による借入れ、ならびに普通預金 (総合口座取引の普通預金を含む。) を払戻す場合 (以下2つの場合を総称して「借入れ、払戻し」という。)、または、その他当行所定の取引をする場合に利用することができます。

3. (自動機による借入れ、払戻し)

- (1) 自動機を利用して借入れ、払戻しを行うときは、自動機の画面表示等に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による借入れ、払戻しは、自動機の機種により当行または提携銀行所定の金額単位とし、1回あたりの借入れ、払戻し金額は当行または提携銀行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携銀行の自動機により借入れ、払戻しをおこなう場合に、借入れ、または払戻金額と次条の手数料金額との合計額がご利用口座の借入れ、払戻しのできる金額 (当座借越を利用できる範囲内の金額を含む。) をこえるときは借入れ、払戻すことができません。

4. (自動機による返済、預入れ)

- (1) 自動機を使用して返済、預入れを行うときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 自動機による返済、預入れは、自動機の機種により当行所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの返済は、当行所定の枚数による金額範囲内とします。

5. (自動機による振込)

自動機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより払戻し、または借入れ、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

6. (自動機使用手数料)

- (1) 当行および提携銀行の自動機を使用して借入れ、払戻しを行う場合には、当行および提携銀行の所定の自動機使用手数料 (以下「手数料」という) を支払ってください。
- (2) 前項の手数料は、借入れ、払戻し時に払戻請求書なしでカードローン口座から自動的に引落とし

ます。なお、提携銀行には当行から支払います。

7. (代理人による預金の払戻し)

- (1) 代理人（同居の親族1名に限ります。）による払戻しをする場合は、本人から代理人の指名（署名）・暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。
- (3) 代理人カードによるカードローン取引（借入れ）はできません。

8. (自動機故障時の取扱い)

- (1) 停電、故障時により自動機による借入れ、払戻しの取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店（カード発行店に限ります。）の窓口でカードによる借入れ、払戻しをうけることができます。但し、提携銀行の窓口では、この取扱いはできません。
- (2) 前項により借入れ、払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻し請求書に住所・氏名（署名）金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (3) 停電、故障時により自動機による返済、預入れの取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードによりカードローン口座に返済、預入れをすることができます。

9. (カードによる借入れ、払戻し金額等の通帳記入)

カードによる預入れ、払戻した金額および手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の自動機で使用されたとき、または当行本支店の窓口で提出されたときに行います。なお、提携銀行の自動機による借入れ、払戻し金額と手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

10. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等以内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの証明を行った場合
 - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

1 3. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または指名、代理人、暗証その他の届出事項により変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

1 4. (カードの再発行)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

1 5. (自動機への誤入力等)

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携銀行の自動機を使用した場合の提携銀行の責任についても同様とします。

1 6. (解約、カードの利用停止等)

- (1) カードローン契約または預金口座を解約する場合には、カードを当店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正利用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①第18条に定める規定に違反した場合

②カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

17. (カードの有効期限)

(1) カードの有効期限は、契約書に定めた期限と同一とします。なお、取引期限が延長（継続）された場合は、カードは継続して使用するものとします。

(2) この取引が解約または期限到来により終了した場合には、使用中のカードは、以後、無効とします。

18. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

19. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、契約書および総合口座取引規定により取扱います。

20 (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

令和2年4月1日改定